

2020.07.01

ESG リスクトピックス <2020 年度第4号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けするとともに、企業の抱える疑問などについて紹介・コメントいたします。

今月の主なトピックス

Environmental—環境—

■ 環境全般 ■

欧州環境庁、環境・サステナビリティに変化をもたらすメガトレンドを分析

欧州連合の欧州環境庁は5月19日、欧州・世界の環境やサステナビリティに変化をもたらすメガトレンドについて分析した報告書を発表した。6つのテーマ「世界人口の増加、都市化、移住」「世界規模の気候変動と環境の悪化」「資源不足と資源競争の激化」「テクノロジーの変化および収れん」「世界経済、地政学におけるパワーシフト」「価値観、ライフスタイル、ガバナンス方法の多様化」およびこれらテーマ間の関連性について分析している。

（参考情報：2020年5月19日付 同庁 HP：<https://www.eea.europa.eu/publications/drivers-of-change>）

■ 気候変動 ■

150 超のグローバル企業がコロナからの経済復興に、GHG 排出ネット・ゼロとの整合を各国政府に要請

155 のグローバル企業は5月19日に、自らの野心でもある「2050年より前に GHG 排出ネット・ゼロ」とコロナからの経済復興を整合させることを各国政府に要請する声明に署名した。各国政府において、パンデミックからの回復計画や経済対策の議論が高まる中での発表である。署名企業らは SBT イニシアチブの一部メンバーで、合計時価総額は 2.4 兆ドル超、500 万人以上の従業員を抱える。日本からは、丸井グループ、前田建設工業、YKK、高砂香料工業の4社が署名した。

（参考情報：2020年5月19日付 Science Based Targets HP：
<https://sciencebasedtargets.org/2020/05/18/uniting-business-and-governments-to-recover-better/>

同日 共同声明：https://sciencebasedtargets.org/wp-content/uploads/2020/05/Climate-CEO-Statement_v3.pdf）

■ コロナ、気候変動、経済復興策 ■

欧州委員会が 2027 年を見据えた経済復興予算案を発表

欧州委員会は5月27日、2027年までの長期経済復興予算案を発表。加盟国の新型コロナウイルス・パンデミックからの回復支援、経済始動と民間投資支援、災禍からの教訓反映を3つの柱とし、4月23日に加盟国合意済の緊急財政支援に加え、今回の2024年までの特別予算と2027年までの一般予算の三段構えで、合計約290兆円相当の予算を見込む。EUが掲げる環境配慮とデジタルへの移行（“green and digital transitions”）に整合した投融资によって、雇用と経済成長を活性化させ、社会のレジリエンスと環境の健全性を高めることを目指す。

（参考情報：2020年5月27日付 European Commission HP：
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_20_940）

Social—社会—

■ LGBT ■

厚生労働省が、性的マイノリティが活躍できる職場環境実現のための取組事例集を公表

厚生労働省は5月8日、性的マイノリティの当事者が直面する差別や不利益などの問題とそれに対応した企業の実際の取り組みを事例集にまとめ、公表した。企業に対して性的指向や性自認についての理解促進と、性的マイノリティを含めた多様な人材が活躍できる職場環境の整備を求めている。

(参考情報：2020年5月8日付 同省 HP：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/0000088194_00001.html)

■ 個人情報 ■

世界経済フォーラムが「プレシディオ原則」を公表、ブロックチェーンのユーザー保護と技術価値向上が目的

世界経済フォーラム（WEF）は5月22日、世界規模でブロックチェーンの活用を受け、ユーザーの権利を保護しつつ、技術の基本的な価値を高めることを目的にした「プレシディオ原則」の策定を発表した。

同原則は、「透明性とアクセシビリティ」「プライバシーとセキュリティ」「受託者と相互運用性」「説明責任とガバナンス」の4つの観点から、全16原則で構成。WEFは、同原則を「ユーザーの権利を保護しながらアプリケーションを設計するためのベースライン」と位置づけ。法人・個人を問わずブロックチェーン技術設計に携わる主体に署名を呼びかける。

(参考情報：2020年5月26日付 WEF HP：

<https://www.weforum.org/press/2020/05/dramatic-rise-of-cybersecurity-risks-from-covid-19-prompts-action-plan>)

Governance—ガバナンス—

■ 情報管理 ■

経産省が、テレワーク時の企業の秘密情報管理のポイント公表、テレワーク実施を後押し

経済産業省は5月7日、企業の秘密情報を適切に守りながらテレワークを実施するポイントを公表した。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い多くの企業でテレワークの導入が進んでいる状況を受けて注意を促すとともに、テレワークの実施を後押するのが目的。不正競争防止法に関連して同省が作成した「営業秘密管理指針」や「秘密情報の保護ハンドブック」などを踏まえた。

(参考情報：2020年5月7日付 同省 HP：

https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/teleworkqa_20200507.pdf

同省 HP「営業秘密管理指針」：<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31ts.pdf>

同省 HP「秘密情報の保護ハンドブック」：<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/handbook/full.pdf>)

■ 下請法対応 ■

公取委・中企庁、新型コロナ拡大受け、下請事業者への独優越的地位の濫用防止で注意を呼び掛け

公正取引委員会と中小企業庁はこのほど、新型コロナウイルス感染症の拡大で影響を受ける中小企業との取引に関して、下請法対応に関する考え方を Q&A 形式で示した。その中で、発注の取り消しや受領拒否、代金の減額等の行為は、独優越的地位の濫用として問題となり得ることから注意を呼び掛け、取引停止や大幅な取引量の減少に際しては、現状の取引内容や取引条件の確認と今後の発注などの対応について、下請事業者と十分に協議した上で決定することを求めた。

(参考情報：公正取引委員会 HP：<https://www.jftc.go.jp/oshirase/coronashitaukeqa.html#PTOP>)

中小企業庁 HP「新型コロナウイルス感染症拡大に関連する下請取引 Q & A」：

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shitauke-ga.pdf>)

全般・その他

■ ESG ■

国連責任投資原則、新型コロナ禍踏まえ、投資判断での人権重視の論評を掲載

国連責任投資原則 (PRI) は 5 月 1 日、同機関のブログに、新型コロナウイルスの感染拡大による社会的弱者への経済的な影響を考慮し、企業や機関投資家に人権に配慮した投資判断の重要性を訴える幹部スタッフの論評を掲載した。筆者は併せて、今年度末ごろに署名機関向けに人権に関する要報告事項の指針を策定すると言及した。

(参考情報：2020 年 5 月 1 日付 同機関 HP：

<https://www.unpri.org/pri-blog/a-shield-against-covid-19-embedding-human-rights-in-investment/5732.article?adredir=1https://www.unpri.org/pri-blog/a-shield-against-covid-19-embedding-human-rights-in-investment/5732.article?adredir=1>)

■ ESG 投資 ■

UNEP FI と PRI が受託者責任に関する最終活動報告書を発表

UNEP FI (国際環境計画・金融イニシアチブ) と PRI (国連責任投資原則) は 5 月 20 日、「21 世紀の受託者責任」プログラム*の最終活動報告書を公表した。本報告書では、機関投資家などの資産運用の受託者は投資分析や意思決定プロセスに ESG 課題を組み入れる義務があると結論づけた。

本活動を開始した 2016 年**以降、今回の投資家へのガイダンスやロードマップの作成等を通じて、受託者責任に ESG の考え方を組み入れる動きが欧州などを中心に世界中で加速。ESG を考慮しないことは受託者責任に反し、法的にも罰せられる可能性が高まっていると示唆した。

* 投資の意思決定とプロセスに ESG を関連づけることを議論・推進する目的で設立されたプログラム。調査対象は、EU を含むアメリカ、中国、オーストラリア、ブラジルなど 21 の国・地域。ESG の考慮は利益最大化を追求すべき投資家の受託者責任に反するのではないかと解釈に対し、ESG 投資と受託者責任の関係を整理してきた。

** 投資分析において、財務実績の予測信頼性を高めるために ESG 問題を考慮することは許容される、との見解を示した 2005 年のフレッシュフィールドズ・レポート以降、2015 年の前回報告書の時点では法律の改正等の大きな動きは見られなかったため、本活動が開始された。

(参考情報：2020 年 5 月 20 日付 UNEP FI HP：

<https://www.unepfi.org/publications/investment-publications/fd21-activity-report/>)

■ ESG ■

関係者の半数が新型コロナ禍での債券信用リスク評価に ESG 全要素を考慮、国連責任投資原則のアンケート結果

国連責任投資原則（PRI）が 5 月 28 日に公表した、格付け機関や機関投資家など債券市場関係者対象のアンケート結果によると、全回答者の 46%が新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、債券の信用リスク評価の際に ESG すべての要素を考慮していたことが分かった。PRI はこの結果を受けて、パンデミックは公衆衛生や治安などの社会リスクと見られがちだが、経済活動の停滞に伴う資源消費の減少や流通の革新などの環境側面や、企業ガバナンスではリスク管理の真価など ESG すべての側面の課題と強調した。

（参考情報：2020 年 5 月 28 日付 国連責任投資原則 HP：

<https://www.unpri.org/credit-ratings/esg-credit-risk-and-covid-19-credit-analyst-and-issuer-insights/5856.article?adredir=1&adredir=1>）

■ 情報開示 ■

金融庁が、新型コロナ影響の投資家向け開示充実のポイントを公表

金融庁は 5 月 29 日、新型コロナウイルス感染症の影響に関する開示を充実し、投資家の適切な投資判断を可能とするため、投資家等が期待する開示のポイントを Q&A 形式で公表した。「記述情報の開示の好事例集」のための勉強会に参加した投資家・アナリストの意見を踏まえ作成されたもの。同感染症の影響について、ルールへの形式的な対応にとどまらず開示の充実に向けた企業取組みを促すことが目的。

（参考情報：2020 年 5 月 29 日付 同庁 HP：<https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200529.html>）

今月の『注目』トピックス

<COVID-19>

○世界経済フォーラム、COVID-19 禍がもたらすリスクに関する報告書を公表、さらなる危機の回避、復興による「公正で持続可能な世界」の実現に向けた行動の必要性を指摘

(参考情報：2020年5月19日付 WEF HP：

<https://www.weforum.org/reports/covid-19-risks-outlook-a-preliminary-mapping-and-its-implications>

<https://www.weforum.org/reports/post-covid-19-challenges-and-opportunities>)

世界経済フォーラムは5月19日、グローバルリスク報告書の編纂チームが作成した、COVID-19のパンデミックによるリスクに関する2つの報告書を公表した。

「新型コロナウイルスとリスクの展望：初期マッピングとその意味(COVID-19 Risks Outlook: A Preliminary Mapping and Its Implications)」では、COVID-19 禍を受けた身近なリスクの変化、新しいリスクが出現する可能性についての現段階の見通しを提供するために、今後18か月で世界的に顕在化する可能性が高いリスク、世界・企業にとって影響が懸念されるリスクに関する調査の集計・分析結果をまとめている。

調査の結果、発生可能性・影響度の双方において最も懸念されているリスクは「世界的な景気後退の長期化」であった。また、回答者の約半数が、「企業の倒産と業界再編」「特定国の産業・セクターにおける回復の失敗」「グローバルサプライチェーンの長期的な混乱」が企業に与える影響を懸念しており、COVID-19 禍を受けて経済的なリスクへの危機感が高まっている状況がうかがえる。また、経済的なリスク以外には、「人や物の国家間移動に関する規制強化」「就労パターンの長期的な変化に伴うサイバー攻撃とデータ不正」「COVID-19の感染再拡大や他の新規感染症の突発的発生」などが懸念されるリスクの上位に挙げられている。

同報告書では、COVID-19 禍による新たなリスクとして、以下の4つの主要なリスクカテゴリーを挙げている。

経済の変化	公的債務の累積や国際的な大量生産・消費モデルからの転換など世界経済の構造変化による新たなリスク
サステナビリティ取組の後退	経済復興における持続可能性配慮の軽視など、サステナビリティ取組の停滞・後退がもたらすリスク
社会的不安	パンデミックに伴うロックダウンの長期化や他の新規感染症の突発的発生など、社会の混乱から生じるリスク
テクノロジーへの依存	プライバシーの侵害やサイバーセキュリティリスクなど、テクノロジーの急激な採用により生じるリスク

同報告書では上記のリスクが相互作用を起し、広範囲に連鎖的な影響を生じさせる可能性を指摘し、それらの複合的・連鎖的リスクへの備えが不十分であると警鐘を鳴らしている。一方で、COVID-19によりもたらされた危機は、より良い世界を形成するための唯一無二の機会を提供しているとも指摘。たとえば、COVID-19 禍において、保健、教育、医療などの公共サービスに対して理解・評価が促進されるなど、「より良い復興」の実現につながるような環境・意識の変化も生じている。これらの機会を適切に活かすためにも、COVID-19 禍に伴うリスクを適切に把握・管理し、政府、企業が協力しながら、積極的に議論、行動することが重要であると強調している。

また、あわせて公表された報告書「ポスト新型コロナの世界における課題と機会(Challenges and Opportunities in the Post-COVID-19 World)」では、オピニオンリーダー、科学者、研究者の経験と洞察に基づき、アフター・コロナにおけるリスク、そして、より公平で持続可能な世界を構築するための新たな機会について、経済やテクノロジーに加え、都市ガバナンス、社会心理学的影響、リスク移転方法等、様々な観点から整理している。

Q&A

**Question**

2021年に新しい生物多様性国家戦略の策定が予定されていることもあり、当社でも生物多様性保全に関する取り組みを改めて推進していきたいと考えています。しかし、本業と生物多様性の関連性が今一步理解できておらず、どうしても抽象的な目標の設定などに留まっているのが現状です。どのようにすれば、より具体的でオリジナリティのある取り組みができるのでしょうか？

Answer

生物多様性は複雑で抽象的な面が大きいため、本業との関連性が分かりにくく、具体的な取り組みに落とし込むことが難しい部分があると思います。本稿ではまず、生物多様性とは何か、生物多様性とその保全を考える上でどのような点に注意しなければならないのか、ということを導入として説明します。その後、本業と生物多様性との関係性から見たタイプ分け、企業が生物多様性の損失に加担しないためにできること、生物多様性保全に貢献するためにできること、の順に解説していきます。

1. 生物多様性とその保全を考える上で重要な観点

まず、生物多様性とその保全を考える上で重要な観点について説明します。1992年に締結された生物多様性条約*では、生物多様性は「すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。」と説明されています。この表現から、生物多様性は、「あらゆるスケール（遺伝子から地域まで）における変異性」であると読み取れます。生物多様性国家戦略 2012-2020**では、このことを「つながり」と「個性」という言葉を用いて、より分かりやすく説明しようと試みています。「つながり」としては、生物間、生態系間、地域間などの空間上のつながりと、長い進化の歴史などの時間軸上でのつながりが挙げられています。「個性」は、個体、生物種、地域のそれぞれが異なる特性を持っていることであると説明されています。

上記を踏まえると、生物多様性の保全では、遺伝子や生物や地域が持っている、長い歴史に裏打ちされた「個性」と「つながり」を、破壊しないこと、守ることが求められていると分かります。

2. 本業と生物多様性との関係性から見たタイプ分け

次は貴社の事業と生物多様性との関係性について考えてみましょう。企業と生物多様性イニシアチブ（JBIB）の「生物多様性保全の社内推進のための「取り組みヒント集」活用の手引き」***によれば、企業の事業は生物資源からの距離感により、4つのカテゴリーに分類されます（図1）。

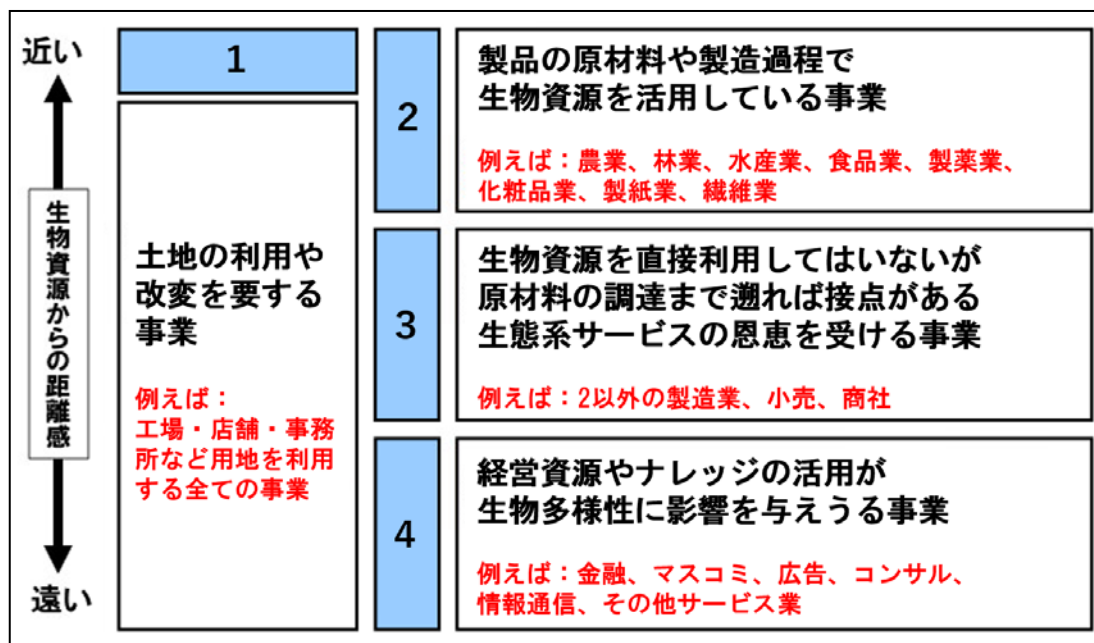


図1 生物資源からの距離感からの事業カテゴリーの分類

※企業と生物多様性イニシアチブ（JBIB）マネジメント・ワーキンググループ 2012 年 2 月「生物多様性保全の社内推進のための「取り組みヒント集」活用の手引き」5 頁より引用、インタ総研 2020 年 6 月一部修正

まず、殆ど全ての事業に当てはまるのが、**【1】土地の利用や改変を要する事業**です。どんな企業でも、直接的もしくは間接的に事務所などを構えており、それに伴って土地の利用や改変を行っていると考えられます。土地は生物多様性の基盤であるため、土地の利用や改変を行う際に何らかの工夫をすることで、生物多様性保全の取り組みを行うことができます。

次に、**【2】製品の原材料や製造過程で生物資源を活用している事業**です。例えば、農業、林業、水産業、食品業、製薬業、化粧品業、製紙業、繊維業などがこれに当たります。生物資源の活用の体系全体を、生物多様性保全という観点から設計して実施すること自体が、オリジナリティのある取り組みになると考えられます。

次に、**【3】生物資源を直接利用してはいないが、原材料の調達まで遡れば接点がある、生態系サービスの恩恵を受ける事業**です。**【2】**以外の製造業や、小売業、商社などがこれに該当します。生物資源を活用する事業と比べると、生物多様性との関係性が見えにくくなりますが、だからこそ間接的に生物多様性に大きな影響を及ぼす可能性があります。**【1】**と重複する部分もありますが、原材料が生物資源でなくても、調達する際に地形の改変を行う事業、水資源を利用する事業、生態系に影響を与えうる物質を取り扱う事業などは、生物多様性との強い関係性があります。また、小売業や商社などは、商品の取引を通して生物多様性の損失に加担し得る一方、保全に貢献することも可能です。

最後に【4】経営資源やナレッジの活用が生物多様性に影響を与えうる事業です。生物資源との距離感が遠いこともあり、資金提供、情報発信、ナレッジの活用などを通じて、知らずして生物多様性の損失に加担してしまう可能性があります。一方で、活用の仕方によっては、生物多様性保全を強力に後押しすることもできるでしょう。

3. 生物多様性の損失に加担しないためにできること

次に、生物多様性の損失に加担しないためにできることについて解説します。表1に、生物多様性の損失に繋がる可能性のある企業活動について整理しました。表1の「企業の活動・製品・サービス」の列では便宜上、生物資源や自然資源との直接的な関わりがある企業活動について記述していますが、これらの活動に原材料調達や取引、資金提供、経営資源やナレッジの活用を通して関与している企業活動も含むものとします。

生物多様性の損失に加担する可能性のある全ての企業活動を、本稿で紹介することはできませんので、生物多様性の損失の危機を4つの分類で整理した「生物多様性の4つの危機」（生物多様性国家戦略 2012-2020**と併せて紹介しています。ここからは、4つの危機の分類に沿って、企業活動と生物多様性の損失との関連性について説明します。

第一に【開発などの過剰な人間活動による危機】です。土地の開発、天然林の伐採、野生生物の過剰な捕獲や採種、単一種の栽培や飼育、化学物質の使用や有害廃棄物の流出、過剰または不適切な取水や土砂採取などの企業活動が、これに該当します。これらの活動は、野生生物の個体数の減少や絶滅、野生生物の生育・生息環境の改変や破壊、野生生物の繁殖や行動の変化、生態系や地域の景観の改変や破壊などを引き起こす可能性があります。

第二に【自然に対する働きかけの縮小による危機】です。日本には「里山」という言葉がありますが、里山は人々が暮らしに合わせて手を入れて管理してきた自然：二次的自然です。自然の営みと人間の暮らしの間に、適度で適切な関係が維持されることも、生物多様性保全には欠かせません。第二の危機に関して、企業が関与し得る活動としては、地域住民の自然資源へのアクセスの制限、二次的な自然の管理放棄や、社有林の管理放棄などが挙げられます。これらの活動は、地域特有の自然や文化の喪失、二次的な自然に生育・生息する野生生物の個体数の減少または絶滅、生物相の単純化などを引き起こす可能性があります。

第三に【人間により持ち込まれたものによる危機】です。現在あらゆる資源や製品が、地域や国の境を越えて行き来しています。この移動が契機となって、生物多様性に甚大な被害が及ぼされる可能性は非常に高いです。輸入した生物や木材や土から、外来の遺伝子や生物、時には病原体が逃げ出し、在来の生物や生態系を大きく改変することは既に知られています。具体的には、遺伝子組み換え作物の栽培、外来植物による植栽、ペットや釣り用としての外来生物の持ち込みと利用、木材や土砂などの輸入、船による輸送や人の移動に伴う外来生物の持ち込みなどの企業活動が挙げられます。これらの活動は、地域の生態系の改変や破壊、そのことによる地域特有の生物の個体数の減少または絶滅、交雑などによる遺伝子の汚染、在来種が耐性を持っていない病気などの持ち込みによる在来種への被害などを引き起こす可能性があります。これらの影響が一度発生してしまうと、それを完全に排除することは困難であるため、持ち込む際の慎重な対応が求められます。

第四に、気候変動など【地球環境の変化による危機】です。第四の危機に関連する企業活動として、ここではエネルギーの使用を挙げました。気候変動などの地球規模での環境の変化は、私たち人間を含む生物や生態系が適応できないスピードで進行し、生物多様性に多大な影響を及ぼすことが予想されます。

表 1 生物多様性の損失に繋がる可能性のある企業活動の例

※インタ総研 2004 年「新エターナル」第 7 号**** 6 頁より引用, インタ総研 2020 年 6 月一部修正

生物多様性の 4つの危機	企業の活動・製品・サービス	生物多様性への影響
第一の危機 開発など過剰な人間活動による危機	* 住宅用地や産業立地のための土地の開発	* 生息環境を失った野生生物の減少 * 伝統的な景観の破壊
	* 紙・木材などの原料としての天然林の伐採 * 地下資源採掘のための天然林の伐採	* 森林生態系の破壊およびそこに生息する種の個体数の減少または絶滅
	* 食品、工業原料などのための野生生物の過剰な採取・捕獲	* 過剰な採種、捕獲による個体数の減少または絶滅
	* 単一種の樹木や作物の栽培および家畜の飼育	* 病虫害、疫病の大規模な発生 * 拡大造林によって生息環境を失った野生生物が里へ侵入し農業被害の発生 * 伝統的な景観の破壊
	* 化学物質の使用や有害廃棄物の排出	* 生殖毒性、環境ホルモン作用などのある化学物質の環境への排出・移動による野生生物の繁殖率の低下 * 野生生物の個体数の減少または絶滅および生態系や景観の破壊
	* 過剰または不適切な取水	* 地域の水環境の変化による野生生物の移動や個体数の減少
	* 過剰または不適切な土砂の採取	* 地形の改変による野生生物の生息域の減少
第二の危機 自然に対する働きかけの縮小による危機	* 土地の占有などによる地域住民の自然資源へのアクセスの制限	* 地域住民が行ってきた自然の管理や活用が減少し地域特有の自然や文化が喪失
	* 雑木林や草原などの二次的自然の管理放棄	* 人手の入った二次的な自然に生息する動植物の個体数の減少または絶滅
	* 社有林などの管理放棄	* 林内環境の悪化による生物相の単純化
第三の危機 人間により持ち込まれたものによる危機	* 遺伝子組み換え作物の栽培	* 自然界に存在しない遺伝子が同種の作物の遺伝子を汚染
	* 外来の食用動物・ペット・釣り用の魚などの持ち込みと利用	* 遺棄や逃走により国内で繁殖し在来種を駆逐または雑種を形成 * 在来種が耐性を持っていない病気などが持ち込まれることによる在来種への被害
	* 緑化用の外来植物の持ち込みと利用	* 国内で自生・定着し、在来種を駆逐または花粉によって禁煙の種と雑種を形成
	* 木材や土砂などの輸入と外来種混入などについて確認が不足した状態での利用	* 木材や土砂に混入していた外来生物が野生化し在来種を駆逐または雑種を形成
	* 船底への付着やバラスト水への混入などによる外来種の輸送 * 人の移動に伴う外来種の輸送	* 外来生物が野生化し在来種を駆逐または雑種を形成、生態系の攪乱
第四の危機 地球環境の変化による危機	* エネルギーの使用	* 気温上昇や気候変動によって生息環境や餌の量などが激変することにより野生生物の減少または絶滅
※注 「企業の活動・製品・サービス」の列では便宜上、生物資源や自然資源との直接的な関わりがある企業活動について記述していますが、これらの活動に取引および経営資源やナレッジの活用を通して関与している企業活動も含むものとします。		

まずは表 1 の「企業の活動・製品・サービス」の列を見て、一致もしくは類似した企業活動に「○：関与している」か「×：関与していない」か「△：分からない」のどれかをマークしてみてください。「企業の活動・製品・サービス」の列で該当する項目が少なかった場合には、「生物多様性の 4 つの危機」とも照らし合わせて再度確認してみてください。「○：関与している」がマークされた項目については、会社としてどのようなガイドラインやシステムの作成および改善

を行えば良いのか、さらにはそれぞれの現場において、現状を把握するためにどのような調査を行えば良いのか、実際にどのような対策を取れば良いのか、具体的に考えていくことが必要です。

「△：分からない」がマークされた項目については、まず現状を把握するために、調査について計画を立てる必要があります。「×：関与していない」がマークされた場合も、第三者から見た場合には評価が変わってくる可能性も鑑みて、より客観的な評価の検討が推奨されます。

4. 生物多様性保全への貢献のためにできること

次に、生物多様性保全への貢献のために、企業ができることについて表2に整理しました。表2も表1と同様に便宜上、生物資源や自然資源との直接的な関わりがある企業活動について記述していますが、これらの活動に原材料調達や取引、資金提供、経営資源やナレッジの活用を通して関与している企業活動も含むものとします。そのため、例えば「企業の活動・製品・サービス」の列に挙げたような取り組みを、支援するようなかたちで関わることも可能です。

まず、生物多様性保全に貢献する取り組みを行う上では、貴社が何らかの関わりを持っている地域の生物多様性を調べる活動への参画や、地域が抱える固有の課題の把握が全てのベースになってきます。このような活動を行うことで、地域の生物多様性に対する理解や興味が深化することはもちろん、地域の自治体や住民、市民団体や他企業などのステークホルダーとの信頼関係を構築することができ、今後の取り組みを行いやすくなります。対象地域との距離が離れていて、直接参画することが難しい場合もあるかもしれません。その場合は活動拠点やシステムの開発と提供など、何らかのかたちで協力し、地域の生物多様性に関する情報提供を受けることが望ましいでしょう。

第四の危機に対してできる活動については、気候変動対策や廃棄物対策と共通する部分が多いため、表2では省略しています。項目ごとの説明はここでは割愛しますが、防災・減災や資源管理と組み合わせた取り組みなどは、本業との関連性が特に高いので、取り組みやすいと考えられます。その他にも、事業所や店舗の新規開設や増改築時に周辺地域の地形や自然を踏まえた開発や土地利用に取り組むことや、緑化を行う際に地域性種苗を活用した生物多様性緑化に取り組むことなども比較的ハードルが低いと考えられます。その他にも、持て余している自社林や敷地などがある場合は、地域住民や市民団体や自治体と共有することで、生物多様性保全に貢献する取り組みが行える可能性も高いです。

「企業の活動・製品・サービス」の列に挙げられた例を見て、貴社ができそうな取り組みがあるかチェックしてみてください。所謂生物多様性保全活動に参加することだけが、生物多様性保全へ貢献する取り組みではありません。生物多様性保全に繋がる企業活動は、企業の特性や強みに応じて様々なものを考えることが可能です。そのため、ここで紹介している企業活動の例はほんの一部になります。

表2 生物多様性保全に繋がる企業活動の例

※インタ総研 2020 年作成

生物多様性の 4つの危機 との関係	企業の活動・製品・サービス	生物多様性・企業への影響
ベースとなる活動	* 地域の生物多様性（地形・生物・生態系・景観・文化・歴史など）を調べる活動への参画 * 地域が抱える固有の課題の把握	* 地域の生物多様性に対する理解や興味の深化 * 地域の自治体や住民、市民団体や他企業などのステークホルダーとの信頼関係の構築
第一の危機：開発など過剰な人間活動による危機に対してできる活動	* 事業所や店舗の開設・増改築時の地域特有の地形・自然・文化などを踏まえた開発や土地利用	* 地形や土地の特性とその歴史の保全につながる * 地域の特性を踏まえた開発や土地利用によって自然災害発生時の被害を抑えられる可能性 * 地域の自治体や住民との信頼関係の維持
	* 地域の地形などの特性を踏まえた防災・減災マップの作成と共有、防災教育の実施	* 自然災害発生時の事業所や社員に関わる被害を抑えられる可能性 * 地域の被害も抑えられる可能性 * ソフト面における防災・減災の取組が進み斜面林などが擁壁工事などによって過剰に破壊されることを防ぐことができる可能性
	* 食品、工業原料などに活用している野生生物のモニタリング調査や保全活動への継続的な参画 * 生物資源の持続可能な利用に関する新しいシステムや手法の開発と発信	* 生物の絶滅や生態系の破壊を防ぐことができる * 生物資源が枯渇してしまった場合のリスクを回避できる * イメージの向上や新しい製品・サービスの開発
	* 取水・排水や土砂採取の影響の継続的なモニタリング調査の実施 * 自然資源の持続可能な利用に関する新しいシステムや手法の開発と発信	* 生態系や景観の破壊を防ぐことができる * 自然資源が枯渇してしまった場合のリスクを回避できる * イメージの向上や新しい製品・サービスの開発
第二の危機：自然に対する働きかけの縮小による危機に対してできる活動	* 地域の生物多様性を保全活用する場の創出や活性化	* 放棄されがちな自然資源など地域資源を有効活用しながら保全できる * 場の創出や活性化に関して新しい手法の開発と実践ができる * イメージの向上や新しい関係構築
	* 自社林などを地域住民や市民団体、大学などが実践や研究を行える場として共有	* 自社の用地における生物多様性を向上できる * イメージの向上や新しい関係構築
	* 里山や草地の保全活動などへの参画	* 里山や草地などの維持に人手が必要な自然の生物多様性が保全される * イメージの向上
第三の危機：人間により持ち込まれたものによる危機に対してできる活動	* 地域性種苗などを保全・活用するかたちでの緑化（生物多様性緑化） * 生物多様性緑化に関する事例や手法の発信	* 地域性種苗が保全される拠点ができる * 社員や地域住民などに地域特有の種への理解を深めてもらう場として活用できる * 先進的な取り組み事例として取り上げられイメージの向上につながる
	* 外来種の分布状況や在来種や生態系に与えている影響の継続的なモニタリング調査 * 必要に応じた外来種の防除	* 生態系や景観の保全につながる * 社員や地域住民などに外来種への理解を深めてもらう場として活用できる * イメージの向上や新しい製品・サービスの開発
※注 「企業の活動・製品・サービス」の列では便宜上、生物資源や自然資源との直接的な関わりがある企業活動について記述していますが、これらの活動に取引および経営資源やナレッジの活用を通して関与している企業活動も含むものとします。		

おわりに

本稿では、生物多様性やその保全を考える上で重要な観点や、本業や企業活動と生物多様性との関連性、生物多様性保全に関する取り組みのヒントをお伝えしました。本稿で取り上げた資料のほかに、取り組みの参考となる資料を紹介します。

- ◆生物多様性民間参画事例集，企業情報開示のグッドプラクティス集（環境省）

<http://www.env.go.jp/press/108055.html>

- ◆生物多様性民間参画ガイドライン第2版（環境省）

http://www.env.go.jp/nature/biodic/gl_participation/index.html

- ◆JBIB の成果物（企業と生物多様性イニシアチブ JBIB）

<https://jbib.org/about/output/>

本稿の内容および上記参考資料から取り組みのヒントを吸収しつつ、是非貴社ならではの強みや特性を生かしたオリジナリティのある取り組みを考案し実践してみてください。

参考資料

- * 環境省 自然環境局 生物多様性センター，生物多様性条約，
http://www.biodic.go.jp/biolaw/jo_hon.html（2020年6月10日閲覧）
- ** 環境省（2012）生物多様性国家戦略 2012-2020，
https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives/files/2012-2020/01_honbun.pdf（2020年6月10日閲覧）
- *** 企業と生物多様性イニシアチブ JBIB（2012）生物多様性保全の社内推進のための「取り組みヒント集」
活用の手引き，<http://www.jbib.org/tebiki.pdf>（2020年6月10日閲覧）
- **** MS&AD インターリスク総研（2004）新エターナル 第7号

リスクマネジメント第三部 サステナビリティグループ
担当 三島 らすな

以 上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社リスク管理）等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研(株) リスクマネジメント第三部
TEL.03-5296-8912（危機管理・コンプライアンスグループ）
TEL.03-5296-8913（サステナビリティグループ）
TEL.03-5296-8914（統合リスクマネジメントグループ）
<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

<サステナビリティグループ>

- ◆ 気候変動リスク、水リスク
- ◆ SDGs支援
- ◆ 生物多様性、自然資本
- ◆ 再生可能エネルギー
- ◆ 人権リスク 等

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社リスク管理）
 - ・ リスクマネジメント体制構築
 - ・ 企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2020